

不法投棄の発生状況（留萌市内・令和元年度～3年度）

令和元年度	令和2年度	令和3年度
4月（明元町）家庭ごみ、 ガステーブル、 バッテリーなど	4月（大和田）ミシンなど （本町）空き缶など	5月（パンゴベ）冷蔵庫、電子レンジ、ストーブなど
5月（礼受町）ペットボトルなど	5月（幸町）生ごみ （峠下町）家庭ごみ	6月（明元町）釣り用品など
6月（大和田）ベッドの板、布団 など	6月（住之江町）テレビ、家庭ごみ	7月（堀川町）家庭ごみ （末広町）冷蔵庫、ストーブ、 洗濯機、タイヤなど
7月（春日町）ガスコンロ	7月（東雲町）家庭ごみ （錦町）家庭ごみ	（大町）生ごみなど
8月（大和田）家庭ごみ	8月（沖見町）カーペット、布団 など	（錦町）家庭ごみ （神居岩）漁網
2月（幸町）生ごみ	10月（千鳥町）はしご	9月（住之江町）ダンボールなど
3月（三泊町）タイヤ （春日町）こたつの足、 スコップの柄など	11月（大和田）ダンボール、発泡 スチロールなど （旭町）家庭ごみ	10月（見晴町）本棚、カーペット、 犬のかごなど
		11月（野本町）生ごみなど

不法投棄をされないために

▼土地または建物の占有者は、占有または管理する土地・建物の清潔を保つよう努めなければなりません。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条）

私有地に不法投棄されたごみは、不法投棄した者を特定できない場合、土地の所有者が処分しなければなりません。

不法投棄は、ごみが残っている場所や、管理が不十分と思われる場所に繰り返し捨てられる傾向にあります。

私有地などに不法投棄されないための対策が必要です

【対策方法】

- ①防犯カメラの設置
- ②「不法投棄禁止」の看板を設置
- ③人が侵入しないようロープなどを張る
- ④定期的に見回りをする

●何度も私有地へ不法投棄が繰り返される場合は、警察に相談しましょう。

問 留萌警察署 TEL 42-0110



特集



不法投棄をすると 罰せられます

廃棄物の処理および清掃に関する法律では「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定されています。

問 市・環境保全課 TEL 42-1806

不法投棄は“犯罪”です！

▼不法投棄を行った者は、5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、またはこれを併科されます（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号）。未遂の場合でも罰せられます（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第2項）。法人に対しても3億円以下の罰金が科せられます。

みだりにごみを捨てる行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほか、以下の法令でも処罰の対象としています。

	法令（規定内容・禁止行為）		罰 則
軽 犯 罪 法	(第1条第27号)	公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物または廃物を棄てること。	勾留または科料
道 路 法	(第43条第1号) (第43条第2号)	みだりに道路を損傷し、または汚損すること。 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、 その他道路の構造または交通に支障を及ぼす虞 のある行為をすること。	1年以下の懲役ま たは50万円以下 の罰金
道 路 交 通 法	(第76条第3号)	交通の妨害となるような方法で物件をみだりに 道路に置くこと。	3年以下の懲役ま たは5万円以下の罰金
自 然 公 園 法	(第37条第1項 第1号)	国立公園または国定公園の特別地域等において、 みだりに、当該国立公園および国定公園の利用 者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、 ごみその他の汚物または廃物を捨て、または放 置すること。	30万円以下の罰金
都 市 公 園 法	(第11条第1号)	国の設置に係る都市公園において、みだりに都 市公園を損傷し、または汚損すること。	10万円以下の過料
河川法施行令	(第16条の4第 1項第2号)	みだりに河川区域内の土地に土砂（砂を含む。） またはごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物 若しくは廃物を捨てること。	3年以下の懲役ま たは20万円以下 の罰金